

水戸部正男著

公家新制の研究

滝川政次郎

公家新制は、平安末期に京都の朝廷が身近に感じている弊風を矯正するために、既に律令格式によつて定められている禁令のうちから数箇条を抽出して、宣旨、院宣、官符等の形式を以て公布した一種の格であつて、その起源は平安中期に遡り、その餘風は鎌倉中期にまで及んでいる。続々群書類従、法制部には、弘長三年の「公家新制」四十一箇条と建久・寛喜・文永の「三代制符」とが収められているが、公家新制が盛んに公布せられ、且つそれが些少なながらも法制としての權威をもつたのは、平安末期のいわゆる院政時代である。院政時代の公家新制については、大正年間に故三浦周行博士が詳細な研究を『法学論叢』に發表せられたが、その後公家新制についての研究は殆ど皆無であつたといつてよい。水戸部氏は、ここに見るところあり、公家新制の研究に傾倒せられること茲に年有り、このたびその研究を大成して、一冊の単行本を刊行し、私にもその一本を寄贈せられた。私は我が日本法制史学のためにこの書の出版を賀すると共に、水戸部氏の積年の労苦と御厚志に対し、敬意と謝意を表したい。

本書は、序章、第一章公家新制の成立、第二章平安時代の公家新制、第四章鎌倉時代の公家新制、第五章公家新制と武家新制の関係の六章より成り、公家新制の法規史的研究は、略尽されている。但し、著者は第一章公家新制の成立において、新制の濫觴を述べているが、第四章鎌倉時代の公家新制においては、正応の新制を述べるのみで、正応以後公家新制が打ち絶えた理由については何も述べられていない。また新制のもつづくところは、前述のごとく律令格式であるが、その律令格式と新制との関係を説くこと頗る粗である。新制の内容において首座を占めるものは、衣服、調度の過差を禁ずることであるが、衣服、調度、輿車の身分的制限の制度は、養老の衣服令、儀制令の定めるところであつて、延喜彈正式、類聚三代格、禁制部の諸法令に定める衣服、調度の身分的制限のもつづくところも、亦養老の衣服令、儀制令である。僧尼の服色についても、養老の僧尼令に条項が設けられている。著者は新制の内容を説明するに當つて、それに先行する格式の引用は屢々であるが、そのもつづく律令を挙げることは稀である。この点私としては不満である。法規史の研究としても、その点は省略できないのではないかと思う。

公家新制は、日本法制史の史料としては甚だ価値の乏しいものである。法制史は国民の法律生活の歴史であるから、いかに立派な形式を整えた法令といえども、それが国民大衆の生活を規律し得ず、国民の実生活とは没交渉であつたというならば、それは法制史上一顧の価値もないものである。公家新制は、京都の朝廷が既に政權の主体ではなくなつてしまつた平安末期に、朝廷が纔かにその威令の及ぶ廷臣の下部や京都の住民に対して、往時の情勢によつて年中行

事的に公布した法令であつて、国民全体の休戚、福祉に關係するところ極めて鮮少であつたから、その形式は王朝盛時の法令と同一であるが、法制史料としての価値は殆ど皆無に近い。公家新制の価値は、主として日本法規史上にあつて、法制史上にはないといつてよいと思う。平安末期に生じた新制なる法令の形式が、鎌倉幕府によつて模倣せられ、武家特有の内容を盛つた武家新制なる成文法が現われるに至つたことは、日本法規史上の重大事件であると同時に、日本法制史の上においても亦軽視することのできない事件である。故に本書の日本法制史の研究としては、第五章の「公家新制と武家新制の關係」に最も大きい価値を認めなければならぬと思ふ。

公家新制の内容がつまらないものであるといふことは、その研究がつまらないものであるといふことを意味しない。公家新制は法制史料としてはくだらぬものであるが、平安末期における風流ふうりゅうの流行、下級官人、青侍、寺院の大家だいが、神人、供人、放免等の下剋上の風俗、京都の治安の紊れていること、賀茂の祭、祇園会の行粧等は、この新制の中に生き生きと写されている。読みづらい平安・鎌倉の公家の日記類を精読して、新制のテキストをこれだけ正確に復元する仕事は、一般史の史家によつても曾て為されなかつたところであつて、本書の平安朝史に対する貢献は大きい。法制史家である著者は、公家新制の法制史料としての価値しか説いていないが、本書は平安時代史特にその風俗史、社会史の専門家にとつて極めて利用価値の高い書であることは、私の信じて疑わざるところである。

本書第三章及び第四章には、附録として「興福寺の寺辺新制」及

び「けちうのしんせい」(家中の新制)なるものが紹介せられてゐるが、これは著者が素材搜獲のうちに獲られたためずらしい史料で、故三浦博士の研究にも紹介されなかつた史料である。家中の新制は、朝廷の新制に倣つて、摂関公卿がその家司の雑人に対して発した制法であつて、家法の一つである。鎌倉時代には、朝廷も京都における最高最貴の一貴族と化していたのであるから、公家新制も皇室の家中新制であつたといつてよい。公家新制の中には、庄園の整理、地方官吏の誡簡等、一般民生と直接關係のある事項がないではないが、それが実効のあつたものとは到底考えられない。庄園の券契を調査して、その正権限の認められないものを取り潰すという朝廷の政策は、皇室の収入を増加せしめるためであつて、取り上げた土地を口分の田として百姓に班給するためではなかつた。著者はこれらの条項の法制史的価値を過大に評価しているように思ふ。

公家新制が、実効のある法律としてどんなにつまらないものであつたかを示すために、私が曾つて『法律史話』(昭和七年、東京巖松堂刊)に掲載しておいた次の二つのお話を爰に転載する。

醍醐天皇の御代、みかどの御徳幸あつき内匠藏人といふ美女があつた。一日勅許を得て牛車に乗つて白馬の節あそぶを見物に行つたところ、その車からは禁制の深紅の色に染めた挂衣かぎが散見するので、検非違使源中正は、乞うてその衣裳を出さしめ、これを破却せんとした。時に、内匠は、中正をそば近く招いて、小舎人童をして色紙を贈らしめた。中正披きみるに

大空に照る日の色をいさめては天の下には誰か住むべき
とあつたので、中正は無情の思ひに忍びず、諸臣と相識し、破ら

ずしてこれを返した。その夜、中正は大内に参り、雑事勅問のついでに、具さにこの事を奏聞したところ、延喜の御かどには、中正をお尤めなきのみか、却つて婦女の衣裳を破らざるは情ありとしてお褒めの勅詔を賜はつた。これを伝へ聞く人、皆以て聖代の美談としたといふのである。この話は、允亮が祖父惟宗直本より語り伝へた話であつて、『新古今和歌集』にもこれと同じ話が見えてゐるが、その本はやはり『政事要略』から出たものであらう。(同書一二六頁)

平安朝の末頃の著名な物語を蒐めた『古今著聞集』卷三公事の部には、次のやうな物語が見えている。何れの年であつたか、ハツキリしたことは忘れられたが、或る年白馬の節会が行はれた時に、進士にして且つ検非違使の判官であつた藤原経仲は、場内の取締の爲めに、配下の検非違使共を伴うて臨場した。併し場内には別段糺彈すべき雜犯もなかつたので、ほかの検非違使等は皆手持無沙汰で退出しやうとした。ところが経仲は、何某僧正の児が沓をはきながら木の股に登つて節会を見物してゐるのを見付けたので、直ちに下部を遣してこれを搦めとらしめ、「長大垂髪にして皮の沓をはき、たかき木に登りて宮闕をうかがふ。一身をもつて師のをかしをなせる、しかるべしや、いかん」と勘問した。天皇この事を聞き召され、寂感ありて経仲に女房の衣を賜はせられたといふのである。(同書、一二九頁)

前の話は、新制に重見する禁色に関するものである。紅花で染める深紅の色が流行し、紅花一斤の値段が一貫文にも達したので、延喜のみかどがこれを禁ぜられたことは、政事要略に見えている。そ

のみかど御自身が、寵姫にその禁色の衣裳を着せ、これを阿容した検非違使を賞せられたというのであるから、新制の実行などは思いも寄らぬことである。雨下する新制によつて朝廷、院宮の奢侈が止められたであらうと考える人があつたら、それはとんでもない迂闊者であると言わねばならない。後の話は、木の上に登つて節会を見物している稚児を捕えて、あだかも怪漢が宮闕を窺つているのかのこたく勘問し、白馬の節会を一層興あるものとしたことが、「時にぞみていみじかりけり」と賞せられたというのであつて、この時代には、犯人の逮捕・審問も一つの遊戯となつていたことが知られる。故にこの時代には、新制を頒つという政も、遊戯的な要素をもつ年中行事の一つとなつていたのではあるまいか。天皇の崩御に際して動乱に備える三閔の固関使差遣が、大葬の儀式の一部となり、徒囚に欽をつける着欽の政が、左右獄の年中行事の一つとなつていたことを考えれば、法令公布の手続も、また年中行事に墮していたと考えてよいのではあるまいか。

公家新制は、法制史料としてはそれほどつまらないものであるが、立派な宣旨、院宣、官符の形をもつた成文法である以上、法制史家としてはこれを全然無視することはできない。依つて私もいつかはこれを調べ上げて、それが日本法制史の上に占める位置をはつきりさせておきたいと考えていたが、新制の本文を蒐集、整理するといふ仕事は、存外骨の折れるものうい仕事であるので、つい手がつかなかつた。水戸部氏は、このものうい骨の折れる仕事を、根気よくやり遂げて下さつたのであるから、私としては感謝の外ない。しかし水戸部氏がこんな仕事にあたら青年時代の精力を費消し尽された

かと思うと、お気の毒であつたという感じがしないわけでもない。重ねて申述べるが、法規史の研究は、法制史の研究の基礎工作として大切なものではあるが、それだけが法制史の研究であると考えてはならない。過去のあらゆる時代の人々の生活意識にシンパサイズすることができて、その時代々に制定せられた法を当時の人々がどう受取つたか、またその法によつて当時の人々の福祉がどれだけ増進若しくは阻害せられたかがわかつてこそ、眞の法制史である。法制史学も、今や従来の臘を嚼むような法規史の研究から脱却して、温い血の通つた法律生活史に進展してゆく時期に到達しかけているのではなからうか。

水戸部氏は、この研究を大成せられるに當つて、平安中期より鎌倉初期に至る大量の史料に眼を通されたと思う。本書巻末の引用史料索引には、百種内外の書名しか挙げられていないが、水戸部氏が検索せられた史料は、それだけではないと思う。検索したが何の史料も得られなかつた文献が幾らあつたかは知れたものではない。本書に載せられた新制の本文には、有職の読み癖による振仮名がつけられてゐるが、この振仮名の一つにも多大の苦心と研究が積まれてゐると思う。冀くはこの龐大な記録文書を読破したことによつて獲られた知見を本として、私は水戸部氏に平安末期の法制史の専門家になつていただきたいと思う、律令、式目時代の専門家はあつても、その過渡期の時代の専門家は無い。春秋に富まれる水戸部氏には、私の希望を叶えて下さる能力は充分であると期待している。

(A5判二九二頁 昭和三六年一月 東京創文社刊 定価一〇〇〇円)

清水盛光
会田雄次 編

封建社会と共同体

井ヶ田良治
瀬原義生

村落共同体の研究が学界の関心事となつてから、すでに多数の研究が報告されている。しかし、その多くは個別的な村落の実体報告であるか、または、その正反對に、強い理論的問題意識に支えられた理論のみとおしかのいすれかであつた。とくに日本の村落共同体をとりあつかう場合、当然なされるべきヨーロッパその他諸地域の共同体との比較は、抽象化された理論の次元でのみ行なわれ、実体的具体的な比較は十分なされなかつた。このことが、日本の村落共同体の構造的後進性とその根づよい残存という認識を生み出した一つの原因となつていたことは争いえない事実である。その意味で本書のようにひろく各国を対象とする研究者の比較研究の成果をえたことは喜ばしいことである。本書は編者が「はしがき」にのべているように、まず村落共同体を封建社会に固有な時代的特質をもつものと限定し、「生産手段の共有ない共用と再生産活動の共同とを基礎にして結ばれた、小経営農民の地縁的集団である」と包括的に定義する。そしてとくに従来ともすれば軽視されがちであつた「村落共同体と封建権力のあいだの政治的な關係」に注目しつつ、